

平成 22 年度 第 2 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 22 年 8 月 5 日 (木) 午後 6 時 00 分 ~ 9 時 00 分

場 所 石狩市役所 3 階 庁議室

出席者

[委 員] 向田直範会長
斯波悦久委員
村上岑子委員

[諮問課] 市民生活部国民健康保険課長 上田均
同課国保運営担当主査 宮野透
保健福祉部福祉総務課長 桑島朋子
同課企画総務担当主査 木澤愛彦
農業委員会事務局長 吉田公
同事務局農地振興担当主査 羽立欣一
保健福祉部保健推進課長 我妻信彦
同課保健推進担当 中川正人
教育委員会生涯学習部長 三国義達
同部学校教育課長 池田幸夫

[事務局] 総務部長 川又和雄
同部情報推進課長 椿原功
同課文書・統計担当主査 扇武男
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 1 名

議 題

【諮問】

国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について
生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について
農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供について
新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人
情報の目的外利用について
公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問について

配布資料

- ・ 諮問書 ～
- ・ 諮問の説明資料 ～

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦労様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成22年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

まず始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】みなさま今晚は、お暑い中、また、お忙しい所お集まりいただきありがとうございます。この審査会は5名で構成されておりますが、植松委員、矢吹委員欠席ということで3名の出席、今日は3名で行うこととなります。

たくさんの案件がございますので効率良く審議を進めて参りたいと思いますので皆様のご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】それでは、本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

【椿原課長】本日は、市民生活部国民健康保険課所管の「国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について」、保健福祉部福祉総務課所管の「生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について」、農業委員会事務局所管の「農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供について」、保健福祉部保健推進課所管の「新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について」、教育委員会生涯学習部学校教育課所管の「公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問について」の諮問5件のご審議をいただきます。

○諮 問

【向田会長】それでは、諮問を受けたいと思います。

【川又部長】川又総務部長諮問書を代読（諮問3件）

（諮問1件目）

石 国 保 第522号
平成22年 8月 5日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合
について（諮問）

国においては、平成23年4月から、レセプト（診療報酬明細書）の原則オンライン化が実施され、医療保険事務コストの大幅削減及びレセプトのデータベース化とその疫学的活用により予防医療等を推進し、医療費の適正化に活用することとされております。

これに対応するため、本市では、北海道国民健康保険団体連合会が導入するレセプト管理システムにオンライン結合を予定しておりますことから、この国民健康保健レセプトデータオンライン結合に関して、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

対象者

石狩市国民健康保険被保険者

個人情報内容

被保険者証記号及び番号、氏名、生年月日の他、診療報酬明細書に記載ある全
ての内容

オンライン結合による個人情報の提供先

北海道国民健康保険団体連合会

（諮問2件目）

石 福 総 第656号
平成22年 8月 5日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について（諮問）

国においては、平成23年4月から、医療保険事務の効率化を推進するため、電子データ化されたレセプトによる原則オンライン化が行われることとされております。

これに対応するため、本市では、審査支払機関である北海道社会保険診療報酬支払基金にオンライン結合を予定しておりますことから、生活保護医療扶助レセプトのオンライン結合に関しまして、石狩市個人情報保護条例第11条第2項の適用についてご審議していただきたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1. 個人情報内容

対象者

生活保護受給者

情報内容

氏名、生年月日、性別、傷病名の他、レセプトに記載されている全ての内容
情報の受渡先

北海道社会保険診療報酬支払基金

（諮問3件目）

石保推第141号
平成22年 8月 5日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う
対象者把握のための個人情報の目的外利用について（諮問）

本市では、昨年 11 月から国の方針に沿い、新型インフルエンザワクチン接種を希望する方のうち、市民税非課税世帯や生活保護世帯の方を対象に、接種費用全額を免除しておりますが、国の助成措置が平成 22 年度においても引き続き実施されることとなりましたので、本市においても、同様に本事業を実施しようとするものであります。

この事業の実施に当りましては、各担当所管が保有する個人情報の収集が欠かせないところであり、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の適用についてご審議して頂きたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第 1 条第 2 号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1 個人情報内容

(1) 対象者

平成 22 年 8 月 1 日（基準日）において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、本市の住民基本台帳及び外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づく外国人登録原票に登録されている世帯のうち、平成 22 年度に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく市民税が課税されていない世帯又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活保護世帯に属する者

(2) 情報内容

住民基本台帳及び外国人登録原票（市民課保有）

対象者の氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、個人番号、世帯番号、世帯主名、住民日

課税台帳（税務課保有）

対象者及び世帯員の氏名（漢字・カナ）、生年月日、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、性別、続柄、個人番号、世帯番号、年税額

生活保護台帳（福祉総務課保有）

対象者の氏名（漢字・カナ）、続柄、生年月日、性別、郵便番号、住所、地番、方書、年齢、保護開始年月日、個人番号、世帯番号

【吉田局長】吉田農業委員会事務局長、諮問書を代読（諮問 1 件）

石 農 委 第 220 号
平成 22 年 8 月 5 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向田直範様

石狩市農業委員会
会長 須藤義春

農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供について（諮問）

現在、農業委員会では単独システムである農地基本台帳システムに、石狩市統合型GISの土地情報を利用し農地等の管理をしております。

この度、平成21年12月15日に施行された農地法に伴い、農業委員会の担う許認可等の業務拡大や管理項目の変更のためシステムの改良及び個人情報の提供を受けることが必要となりました。

また、石狩市統合型GISと農地基本台帳システムをオンライン結合することにより、今後のデータ突合のコスト削減及び厚田支所・浜益支所との情報の共有化が図られることになり事務の効率化が見込まれることから、石狩市個人情報保護条例第10条第5項及び第11条第2項の適用についてご審議して頂きたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

記

1. 利用及び提供を求める市長部局等

市民生活部（市民課）
総務部（情報推進課）

2. オンラインにて提供を求める個人情報

市民生活部（市民課）
氏名、世帯主氏名、住所、生年月日、性別、続柄、死亡年月日、
届出日、住定日、転出日、転出先住所の項目
総務部（情報推進課）
所在、地番、地目、面積、所有者氏名の項目

【三国部長】三国教育委員会生涯学習部長、諮問書を代読（諮問1件）

公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書

石教学第 2 1 5 号
平成 22 年 8 月 5 日

石狩市情報公開・個人情報
保護審査会会長 向田 直範 様

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣

平成 22 年 4 月 9 日付け石教学第 1242 号で行った石狩市情報公開条例第 12 条第 2 項による決定に対して異議申立てがありましたので、同条例第 18 条第 1 項の規定により諮問します。

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問案件についての内容と資料について説明願います。

【椿原課長】それでは、今日配布いたしました資料の確認をいたします。
会議次第、「国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について」の諮問書の写しと資料、「生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について」の諮問書の写しと資料、「農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報提供について」の諮問書の写しと資料、「新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について」の諮問書の写しと資料、「公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問について」の諮問書の写しと資料、以上、ございますでしょうか。

次に、諮問案件の内容と資料説明に入る前に、本日の審議の順番について私からご説明いたします。

まず始めに、諮問 について、市民生活部国民健康保険課よりご説明いたします。次に、諮問 について、保健福祉部福祉総務課よりご説明いたします。次に、諮問 について、農業委員会事務局よりご説明いたします。次に、諮問 について、保健福祉部保健推進課よりご説明いたします。次に、諮問 について、教育委員会生涯学習部学校教育課よりご説明いたします。

議 事
諮問

【向田会長】それでは、諮問 ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より諮問 の内容を説明して下さい。

【宮野主査】国民健康保険課主査の宮野と申します。それでは私から国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合につきまして説明させていただきます。

それでは資料の説明に入る前にレセプトと言うものに若干ふれさせていただきたいと存じます。レセプトに関する資料ですが配布はしてはございませんが、口頭によりご説明させていただきます。

レセプトというものです。レセプトには、患者の氏名・性別・生年月日といった個人情報、さらに診療に伴う患者の健康保険加入状況、請求の医療機関名、診療の内容、措置等が記載されたものとなっております。

被保険者ごとに医療機関が月単位で作成するものとなっております。

診療行為ごとに、診療報酬・点数が定められておまして、医療機関等がその点数に基づきまして、保険者宛に医療費を請求するための明細書というものでございます。

現在このレセプトにつきましては、すべて紙ベースで運用されているところです。

石狩市の国保につきまして、月に約 22,000 枚程度、年間にすると 22 万枚以上のレセプトが北海道国民健康保険団体連合会を介しまして、紙ベースで石狩市に戻ってくるというような流れになっております。

それでは資料の 1 をご覧いただきたいと思えます。この資料ではレセプトのオンライン化に関する経緯の概略をまとめたものを添付してあります。

平成 17 年 12 月 1 日に政府によりまして、医療制度改革大綱の公表がされております。

この中で平成 23 年度当初から原則紙ベースのレセプトをすべてオンライン提出するものとするということが明記されております。平成 18 年 1 月 19 日に IT 新改革戦略の発表が内閣府からありまして、レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストについて大幅削減をするということが発表されております。

このような経緯を踏まえまして、平成 18 年 4 月 10 日付け（厚生労働省令第 111 号）に基づきまして法整備がされております。療養の給付等に関する請求省令の一部を改正する省令が施行されました。これに基づきまして、紙ベースで運用されていたレセプトにつきましては、すべて電気通信回線（オンライン）を使用し、費用の請求をすることができると定められたものでございます。さらに平成 20 年 4 月 1 日同省令におきまして、療養の給付、老人医療又は公費負担医療に関する費用の請求については、電気回線通信（オンライン）を使用しまして、厚生労働大臣の定める方式に従い審査支払機関の使用にかかる電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする定められております。この中で出てくる審査支払機関というものでございますが、石狩市国民健康保険における審査支払機関は、北海道国民健康保険団体連合会となっております。

次に資料の 2 について、電算システム概念図というものをご覧いただきたいと思えます。非常に見にくい図でございますので、細かい部分での説明は割愛いたしますが、法整備されたレセプトオンライン化というものに基づきまして、現在紙ベースで運用している国民健康保険団体連合会の電算システムを総入れ替えされることとなっております。この新しい電算システムにオンラインで石狩市の国保と専用回線によりまして

端末により事務を行いまして診療報酬明細書(レセプト)のオンライン化に移るとの概念図となっております。専用回線でございますが、保険者ネットワークと言われる専用回線によりまして接続されることとなっております。本保険者ネットワークという専用回線は、インターネットを経由しないクローズドなネットワークであります。厚生労働省より平成 18 年 4 月に提示されましたレセプトオンライン請求にかかるセキュリティにかかるガイドラインに準拠したものとなっております、非常に高度なセキュリティをしたものとなっております。このネットワークを利用しましてオンライン化が実施される形となっております。国民健康保険団体連合会におきましては、本レセプトオンライン化が予定されていることから、平成 20 年 4 月 1 日に情報セキュリティ基本方針を定めており、個人情報保護法の順守、セキュリティ義務の順守、情報の紛失漏洩・改ざん等がないような事業の運営等につきまして、セキュリティ基本方針の中で定めたものを順守していくこととなります。

以上ざっばくではございますが、説明を終了させていただきます。

【向田会長】国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について」の諮問ということで、石狩市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の適用ということです。対象者は石狩市国民健康保険被保険者、個人情報内容としては被保険者証記号及び番号、氏名生年月日の他、診療報酬明細書に記載ある全ての内容、提供先は北海道国民健康保険団体連合会であります。それではご自由に質問がありましたらどうぞ。

【村上委員】これは新たに電算システムによってレセプトを処理するということなのですが、その流れが変わるということですか。確認とかはどのようになるのでしょうか。

【宮野主査】概念図の下段がいままでの紙を用いた処理の流れで、それが上段のシステムでの流れに変わります。今まで紙で点検をしていた内容が、今度はレセプトがデータ化されますので、国保連合会に保管してあるレセプトデータを回線を通じて市のパソコン画面で確認することとなるということです。

【村上委員】そういうことであれば、処理を省くということは無いのでしょうか。

【宮野主査】紙でおこなっていたレセプトの診療点数の点検などの確認がパソコン画面に置き換わるということです。

【村上委員】そういうことであれば、流れは変わらないということですね。

【宮野主査】はい。

【斯波委員】このシステムにするということは、先ほどの説明で経費の節減ということを書いていましたが、市も相応の経費節減が見込まれるということなのですね。

【宮野主査】資料 1 のとおり、これは平成 17 年の国の医療制度改革大綱から始まった一連の流れの中において、2011 年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストについて大幅削減をすすめているものです。ここで言うコスト削減という部分ですが、主に事業者側というか、医療機関や薬局などの事務経費の削減という部分が大部分でありまして、市側のコスト削減というものはそれほど大きなものではありません。

【村上委員】このレセプトのデータというものは、どこに保管というか保存されるのでしょうか。セキュリティはどうなっていますか。

【宮野主査】各都道府県単位に置かれる国保連合会でレセプトのデータを集約して管理することとなります。管理している場所には関係者以外は立ち入ることができないようになっています。

【向田会長】そのほかに意見ありますか。無ければ、国の制度がこのように変わるということで、セキュリティもしっかりやるという事ですから、この件については認めるということにしたいと思います。

諮問

【向田会長】それでは、諮問 ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より諮問 の内容を説明して下さい。

【木澤主査】福祉総務課主査の木澤と申します。それでは私から生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合につきまして説明させていただきます。

お手元の説明資料の1ページ目、レセプト等についてから説明させていただきます。レセプトとは、患者が受けた診療により発生する報酬を、医療機関等が保険者である市町村や健保組合等に請求する際に要する明細書で、診療報酬明細書と呼ぶこともあります。生活保護の医療扶助に係るレセプトは、医療機関等から審査支払機関である北海道社会保険診療報酬支払基金（以下「基金といいます。」）へ提出され、基金において診療及び請求内容を審査した後、生活保護の実施機関である自治体に届くこととなっています。診療報酬の支払いは、基金が自治体に代わり医療機関等に対し行い、その後要した費用を基金からの請求に基づき自治体が支払う仕組みとなっています。

レセプト電算処理化に至る経緯についてですが、平成18年4月10日付けで、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する省令が改正され、医療機関等による診療報酬の請求について、これまでは紙ベースによるレセプト請求が基本でありましたが、オンラインによる方法が追加となり、経過措置を設けながら平成23年3月31日までに、順次オンライン請求に限定することとされました。

次にレセプトオンライン結合の必要性についてですが、生活保護医療扶助レセプトのオンライン結合については、国による前述の通知に基づき全国的に推進されているところです。本市においても事務処理の効率化・迅速化を図る目的及びレセプトデータを収集・蓄積することで診療情報を詳細かつ正確に分析することが可能になることが期待されるため、導入が必要と考えています。

次にセキュリティについてですが、オンライン請求システムは、医療機関等と審査支払機関、審査支払機関と市町村等をネットワーク回線で結び、レセプトデータをオンラ

インで受け渡す仕組みを整備したシステムです。このオンライン請求システムについては、基金と国民健康保険中央会が共同で基盤整備を行っており、平成 20 年 2 月に厚生労働省より提示されたレセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドラインに準拠した万全なセキュリティ対策が講じられております。また、基金では情報資産に係る安全対策の情報セキュリティ対策基準からなる情報セキュリティポリシーを定めており、ガイドラインのセキュリティ条件を確保した体制となっています。

なお、レセプトに記載される個人情報としましては、氏名、生年月日、性別、傷病名その他、レセプトに記載されている全ての内容となっております。

また、レセプトオンライン結合のイメージとして、説明資料の 2 ページ目に図示をしておりますのでご覧いただきたいと思っております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

【向田会長】生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について、ということで、石狩市個人情報保護条例第 11 条第 2 項の適用、対象者は生活保護受給者、内容は氏名、生年月日、性別、疾病名その他、レセプトに記載されている全ての内容、受渡先は北海道社会保険診療報酬支払基金、ということです。それでは意見がありましたらどうぞ。

【村上委員】これは先ほどの国保の内容と同じなのですか。どこが違うのでしょうか。

【木澤主査】基本的に先ほどの国民健康保険におけるレセプトのオンライン結合と事務の流れを含め同じものとご理解ください。また、先ほどの国民健康保険では情報の受渡先が北海道国民健康保険団体連合会でありましたが、こちらにつきましては北海道社会保険診療報酬支払基金となっております。

【村上委員】今回の情報内容には、疾病名その他、レセプトに記載されている全ての内容、とありまして、先ほどの国保には疾病名という項目が無かったのですが、これは同じものなのでしょうか。

【木澤主査】レセプトの項目内容につきましては、先ほどの国民健康保険のものと同様で、ほぼ同じ項目内容となっております。

【斯波委員】いま現在は医療機関とのデータの受渡はどのようになっているのでしょうか。

【木澤主査】医療機関で作成されるレセプトは現在は全て紙です。今後、それがデータとしてオンライン経由で北海道社会保険診療報酬支払基金に渡され保管されることとなります。市は、いままで紙で手元にあったレセプトについて、これからはパソコンを用いてオンライン経由で北海道社会保険診療報酬支払基金のデータを見ながら事務をすることとなります。

【斯波委員】このようなことで事務が迅速化されるということですね。

【向田会長】そのほかにありますか。それでは、この件につきましても先ほど同様、認めるということにしたいと思います。

諮問

【向田会長】それでは、諮問 ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より諮問 の内容を説明して下さい。

【羽立主査】農業員会事務局主査の羽立と申します。それでは私から農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供につきまして説明させていただきます。

お手もとに配布しております。「農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供についての説明資料」をご覧くださいと存じます。この資料は、市長部局で構築した土地情報・住民記録情報を庁内LANを使用して、農業委員会業務に係る農地基本台帳システムに一部の個人情報の提供を随時求めることにより仕事の効率化・経費の削減などの概要を述べたものです。

まず、項目1の「提供を求める理由」についての内容ですが、(1)公益上の必要性としまして、行政サービスの向上では、農業者の死亡、相続や農地分筆、所有権などの情報を農業委員会の端末で確認することにより、賃借権等による移動の管理などによる各証明書発行事務の敏速化、贈与等における家族構成の確認時間の短縮化、農業委員会選挙人名簿事務の円滑化が図られます。行政内部の効率化では、経費の削減、事務の敏速化が考えられます。最初に経費削減については、「別添資料1」をご覧くださいと存じます。平成22年度から平成26年度までの経費は同額ですが、平成27年度以降は毎年166千円の削減が見込まれます。また、厚田・浜益支所の共有化の経費も含まれています。次に、事務の敏速化については、「別添資料2」をご覧くださいと存じます。現在、各支所と業務の中ではデータの共有化が無いため、支所から申請書の確認依頼があり、本所で申請書を確認、情報提供をして再度、支所へ送信している状況です。データの共有化が可能となれば支所への情報提供がなくなり業務の簡素化・敏速化が見込まれます。改正農地法に伴う農地基本台帳の整備では、農地基本台帳は、これまで区域内の農家単位で農機具、施設、経営農地、貸付地の保有状況を管理するいわゆる属人台帳でありました。(30a以上が対象者)法改正後は、区域内全ての農地の利用状況等を管理するいわゆる属地台帳になります。また、現在の台帳に記載されている農地(30a以上)以外のすべての「農地・採草放牧地」を管理することと、基本台帳の管理項目の変更に伴い農地基本台帳の電算化システムの改良及び個人情報が必要となります。また、詳しい内容等は資料の「農業委員会交付金事業の実施について」で2ページから9ページに記載しております。

次に、項目2の「権利及び利害の侵害を防止するための措置」であります。これについては、情報を送受信する回線は、庁内限定のLANであることから、外部からの侵害はできません。また、各職員単位にパスワードを設定し処理事務の限定をしており、必

要以上の情報は入手できないようになっております。また、資料の1ページに農地基本台帳点検等実施規定(例)を記載されております。それに基づいて農業委員会においても速やかに規定を定め、対処したいと考えております。

次に、項目3の「提供を求める市長部局等及び個人情報」であります。市民生活部市民課については、農地所有者の氏名、世帯主氏名、住所、生年月日、性別、続柄、死亡年月日、届出日、住定日、転出日、転出先住所の項目について、総務部情報推進課については、農地の所在、地番、地目、面積、所有者氏名の項目についてであります。

次に、項目4の「その他参考資料」については、資料の10ページ「農業委員会システム個人情報の取扱イメージ」の図を示しております。上の図は、現在、農家台帳システムが単独であり、情報等は年に1度の更新であります。よって、最新データの把握ができない状況であります。

次に、下の図は石狩市統合型GISと農業委員会がネットワークで繋がること、システムの共有化が図れ、情報の二重更新を解消することが可能になります。これにより毎年発生しているデータの突合の必要もなくなり、これに費やしているコストの削減が出来ます。しかも、今まで不可能だった厚田支所・浜益支所との情報の共有化が可能となり事務効率の向上が図られます。

また、住基データを定期的にGISサーバーに登録することにより、農地基本台帳システムにおいて登録する際に農家や家族等に関する情報を敏速に行うことができ、誤入力を防ぐこともできますし、年度途中で更新されたデータも自動的に反映されます。

以上で、私からの説明を終わります。

【向田会長】これは農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供についてということで、石狩市個人情報保護条例第10条第5項及び第11条第2項の適用での審議、利用及び提供を求める市長部局等として、市民生活部市民課、総務部情報推進課、提供を求める個人情報として市民生活部市民課が氏名、世帯主氏名、住所、生年月日、性別、続柄、死亡年月日、届出日、住定日、転出日、転出先住所、総務部情報推進課が所在、地番、地目、面積、所有者氏名となっております。ご自由に意見をどうぞ。

【村上委員】このシステムは、関係者以外の市の職員も利用できるのですか。

【羽立主査】農業委員会等の関係職員のみがパスワード管理で閲覧することができます。他の職員が閲覧するようなことはできません。

【村上委員】説明の中に、以前は30a以上が対象者と説明されておりましたが、どういふことでしょうか。

【羽立主査】農業委員会の選挙人名簿に登載されるのが30a以上の農家となります。

【斯波委員】このシステムでは、今まで把握していなかった30a以下の土地利用もわかるということですね。細かい土地についてもスピーディーに土地利用がわからないと農業施策ができない時代ですので、大変よろしいのではないのでしょうか。

【向田会長】それでは、この件につきましては、審査会としても問題はないと思いますので、認めるということにしたいと思います。

ただし、個人情報の取り扱いとしてパスワード管理はしっかりと行ってください。

諮問

【向田会長】それでは、諮問 ですが関係資料等、書類精査のため、若干時間をおきます。

それでは、事務局より諮問 の内容を説明して下さい。

【我妻課長】保健推進課長の我妻と申します。それでは私から新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用につきまして説明させていただきます。

昨年の4月に新型インフルエンザが海外で発生して以降、国においては、重症者や死亡者の数を最小限にすることを最大の目標として掲げ、広報活動、検疫の強化、学校等の休業を始めとした大規模な公衆衛生対策がとられ、本審査会におきましても、対象者の追加によりまして昨年11月と本年2月の2回にわたり個人情報把握のためのご審議をいただいたところでございます。

その根拠になります、昨年11月から国で実施しております「新型インフルエンザワクチン接種助成事業」につきましては、ワクチン接種を希望する方のうち、市民税非課税世帯と生活保護世帯の方を対象に、接種費用全額を免除しておりますが、国の助成措置が平成22年4月1日以降も平成22年度においても引き続き実施されることとなりましたので、本市においても、同様に本事業を継続実施しているところでございます。

現在の新型インフルエンザの状況としては、流行は沈静化しているものの再流行する可能性は十分あるとの指摘もあり、今後も再流行への警戒を続ける必要があることから、窓口事務を効率的に進めるため、あらかじめ対象者及び対象世帯の課税状況を把握する必要がありますので、前回までは、平成21年度課税での対象者把握についてご審議いただきましたが、本日は平成22年度課税での対象者把握のために、市民税非課税世帯及び生活保護世帯に関する各担当所管が保有する個人情報の収集につきまして、ぜひとも本審査会に認めていただきたいと考え諮問させていただいたところです。

お手元にごございます資料について、若干ご説明させていただきますが、最初の「費用助成事業実施要項」は、前年度とほぼ同じ内容ですが、2の対象者の課税年度がただいま申し上げましたように平成22年度と変更になってございます。

それともう1点、4の実施時期でございますが、今年の4月1日から国が事業を終了するまでの期間となっております。期限を定めることができませんでしたが、本日お手元にお配りさせていただきました資料のとおり、9月末日をもっていったん終了いたしまして、さらに10月から当面の間、内容的にはほとんど同じですが、新たに法律に位置づけられる制度への経過措置的な事業として引き続いて事業が実施されますことから個人情報の把握が必要とされているところでございます。

なお、昨年度におきましては、対象者リストに基づき、接種無料券を個別に郵送配布いたしました。今年度は、今のところ昨年ほどの緊急対応は必要ないと考えておりました。郵送による配布は考えておりませんが、流行の状況によっては、郵送配布も視野に入れた対応を考えているところでございます。

次に、「新型インフルエンザ接種者数報告書」についてでございますが、こちらは、昨年の費用助成事業が始まる前の10月から今年の3月末までに、新型インフルエンザワクチンを接種した方の実績でございます。これは、今回の接種費用助成対象者以外の方を含めた実績となっております。事業の対象者としての実績といたしましては、下の欄外に載せていますが、市民税非課税者が1,937人で生活保護受給者が95人となっております。私からは、以上です。

【向田会長】これは新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用についてということで、石狩市個人情報保護条例第10条第5項の適用です。対象者は、前回と同様住民基本台帳及び外国人登録されている世帯のうち、市民税が課税されていない世帯または生活保護世帯に属する者となっております。情報の内容としては、住民基本台帳、外国人登録原票、課税台帳及び生活保護台帳からの個人情報となっております。ご自由に意見をどうぞ。

【村上委員】今回の諮問と前回の諮問の違いは何なのでしょう。

【我妻課長】今回はこちらで対象者を抽出し事前に無料券を郵送しておりましたが、昨年の結果も踏まえ今回は申請があった者に対するの交付となります。

【村上委員】この資料によると、助成方法が2種類あることになっていますが、どうしてですか。

【我妻課長】市と委託契約した医療機関に、交付を受けた無料券で接種する場合と市から無料券の交付を受けずに接種後、関係書類を提示することで後日指定口座に振り込む手続きを行う償還払いの2種類があります。

【斯波委員】昨年を対象者に対する利用割合はどの位になりますか。

【我妻課長】無料券を発送した対象者は6,115名となっております。そのうち助成を受けられた方が1,937名、それと生活保護世帯95名の計2,032名となり全体の3割程となります。

【向田会長】それでは、この件につきましては、審査会として認めるということにしたいと思えます。

【向田会長】諮問案件 に入る前に、この諮問案件につきましては、異議申し立て案件であるため、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定に基づき非公開といたします。審査会委員並びに関係説明員以外の者は退席願います。

【向田会長】暫時休憩いたします。午後7時13分休憩

傍聴人1名、関係説明員以外退席

【向田会長】再会いたします。午後7時17分再開

諮問

【向田会長】 それでは、続きまして諮問 の案件につきましてご説明願います。

(諮問 について、個人情報を含む審議内容となり、また、委員の公正公平な審議を行う必要があると認められるため、審議の詳細は非公開とし、要点のみ記載とする。)

・実施機関より資料の説明

本件諮問書

本件不服申立書

不服申立書の実施機関からの内容確認書

に対する本件申立人の回答書

本件に係る公文書不開示決定通知書

本件に係る公文書開示請求書

に対し実施機関からの記載事項を修正し開示希望の公文書の特定を求める確認書

に対する本件申立人の回答書

に関連する資料

・実施機関の考え方についての説明

・審議内容

本件申立人の不服申立の趣旨及び理由についての確認

不開示決定に至る手続きについて質疑応答

本件に係る公文書開示請求書の請求内容についての確認

実施機関が開示希望の公文書の特定を求めた確認書の質疑応答

に対する本件申立人からの回答書についての確認

石狩市情報公開条例第 11 条の規定についての確認

不服申立て理由第 2 点目についての確認

異議申立人等からの意見聴取についての確認

・審議結果

本件申立人が主張している開示希望の公文書を特定したとの主張は認められないものと考え、実施機関が行った不開示決定は妥当なもの判断する。

以上の理由から、請求棄却が相当と判断した。

【向田会長】 それでは、答申に入りたいと思います。

答 申

【答申】

平成22年8月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成22年8月5日付石国保第522号をもって諮問のありました、国民健康保険レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申】

平成22年8月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範

平成22年8月5日付石福総第656号をもって諮問のありました、生活保護医療扶助レセプトの電子データ化に伴うオンライン結合について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申】

平成22年8月5日

石狩市農業委員会

会 長 須 藤 義 春 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成22年8月5日付石農委第220号をもって諮問のありました、農地基本台帳システムオンライン結合及び個人情報の提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申】

平成22年8月5日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成22年8月5日付石保推第141号をもって諮問のありました、新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業に伴う対象者把握のための個人情報の目的外利用について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【答申】

平成22年8月5日

石狩市教育委員会教育長 樋口 幸廣 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成22年8月5日付石教学第215号をもって諮問のあった、公文書開示決定等についての異議申立てに係る審査諮問書について審査した結果、石狩市情報公開・個人情報保護審査会として、以下のとおり答申する。

1. 審査会の判断

実施機関が平成22年4月9日付け石教学第1242号で不開示決定した開示請求について、石狩市情報公開・個人情報保護審査会は、請求棄却が相当と判断する。

個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容については、概要のみとさせていただきます。

その他

【向田会長】事務局の方から何かありますか。

【椿原課長】事務局からは特にありません。

閉 会

【向田会長】長時間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしく願いいたします。

議事録確定 平成22年8月25日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範